

埼玉県西部郡市テニス協議会会則

第1章 総則

第1条 本会は、埼玉県西部郡市テニス協議会（以下『本会』）と称する。

第2条 本会は埼玉県西部郡市のテニス団体を統括し、テニスの普及発達をはかり、テニスの親睦、品性の陶冶及びスポーツマンシップの高揚に資することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)テニス大会の開催ならびに技術向上強化に関する事項
- (2)埼玉県テニス大会の事業の共催、県テニス大会への選手の推薦
- (3)その他本会の発展向上のため必要な事項

第4条 本会は、埼玉県テニス協会に所属する。

第5条 本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

第2章 会員

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 埼玉県西部地区の各郡市テニス協会

第7条

1. 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにより申し込み、また、退会しようとする者は、その理由を記して届出るものとする。但し、会員を構成するものは、西部地区の郡市協会とする。

2. 入退会は、本会理事会の承認を要する。

第8条 会員は別に定める細則により会費を納入するものとする。

第9条 会員にして本会則に違反するか、または、本会の対面に傷をつけた行為ありと認めるときは、理事会の決議により除名することができる。

第3章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし重任を妨げない。

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

監事 若干名

委員 若干名

他に名誉会長、顧問、および参与をおくことができる。

第11条

(1)会長、副会長は、総会で推挙する。

(2)会長は本会を代表し、会務を統括し、総会の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会

長事故あるときはその職務を代行する。

(3)会長、副会長は理事の資格を有する。

第12条 理事は加盟郡市協会から推薦し総会で選任する。別に会長は理事若干名を推薦することができる。

第13条 監事は総会で選任する。

第14条 理事は理事会を組織し、総会決議事項を執行し、かつ会務を処理する。

第15条 監事は、本会会計を監査し、総会、理事会に出席し意見を述べる。

第16条 委員は会務を処理する。

第17条

(1)名誉会長、顧問および参与は、総会で推挙し、会長が委嘱する。

(2)名誉会長、顧問および参与は、総会および理事会に出席して諮問に応ずる。

(3)任期は定めない。

第18条

(1)役員は、任期満了でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(2)役員補充による役員の任期は前任者の残余期間とする。

第4章 会議

第19条 本会の会議は、総会、および理事会とする。

第20条

(1)会議は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(2)会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

(3)会議の構成員は、書面により、または代理人に委任することにより議決に参加することができる。

第21条 総会は、会長が召集し、その目的、日時および場所を10日前までに通知しなければならない。

第22条 定時総会は、毎年1回3月または4月に開催し、次の議案を審議する。

(1)予算および決算

(2)事業計画および会務事務報告

(3)本会則で規定した事項

(4)その他必要事項

第23条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または5分の1以上の会員から要請のあったとき随時これを開催する。

第24条 理事会は、会長が招集する。

理事会は、会務に必要な事項および緊急事項を審議しこれを執行する。

第5章 会 計

第25条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会員負担金
- (2) 事業収入
- (3) その他の収入

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第27条 予算は、会計年度の始めに総会の承認を得て決定する。

決算は、会計年度の終了後、監事の監査を経て総会に報告しその承認を得なければならない。

第6章 設立年月日

本会の設立年月日は、1986年4月1日とする。

付 則

- (1) 本会則は総会の議決がなければ変更することができない。
- (2) 本会則の執行に必要な細則は理事会で別に定める。
- (3) 本会則は2015年4月1日から施行する。

この記載内容について事実と相違ないことを証明します。